

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和6年3月5日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：吉野長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから3月5日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○吉野総務課長 報道官の吉野です。

広報日程に入る前に、先ほど発表いたしました職員の懲戒処分の件について御説明いたします。

昨日3月4日付で職員2名に対し処分を行っております。

1件目は、長官官房に所属する課長補佐が、超過勤務としての要件を満たしていない時間、72時間を超過勤務として申請し、20万7090円を超過勤務手当として不適正に受給した案件で、戒告の処分としております。

2件目は、同じく長官官房の係員が、窃盗により昨年11月10日に逮捕・起訴された事案でございまして、公判で本人が事実を認めたということを踏まえまして、このタイミングで処分を行うものです。処分内容は停職6ヶ月です。

今回、2つの処分事案は、公務員としての信用を失墜するものでございまして、大変遺憾と思っております。服務規律と再発防止対策の徹底を行ってまいります。

それでは、引き続きまして、原子力規制委員会の広報日程について御説明いたします。

明日3月6日10時半から、第68回原子力規制委員会を開催いたします。

議題の1は「原子力規制委員会の取組（3.11報告）の公表（第2回）」です。

前回2月28日の委員会において修正検討の指示がございましたので、3.11報告の文書について修正を行って、再度、公開の決定を諮るというものでございます。

議題の2は「原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正」です。

前回、6月のGX法（グリーントランスフォーメーション推進法）の改正で、30年を超えて運転しようとする原子炉について、10年ごとに認可を行います長期施設管理計画の審査を適切に行っていくため、今年4月1日付で安全規制管理官を1名増員いたします。そのための規制委員会組織令や組織規則の改正を行うことを諮るものでございます。

議題の3は「令和5年度マネジメントレビュー（第2回）」です。

前回2月28日に事務局から報告いたしました令和5年度の業務マネジメントについて、各委員から御意見をいただきまして、委員会の討議を行います。それを踏まえまして、3月末までに次年度の業務計画の策定を行ってまいります。

議題の4は「日本原燃株式会社再処理工場査察機器監視対象区域における全消灯発生事象に係る再提出された報告に対する評価と今後の対応方針」です。

この事案は、令和5年1月28日に発生いたしまして、3月22日に日本原燃から報告を受けましたが、事案の発生原因や再発防止対策の検討に不十分な点があったため、4月14日に日本原燃に対しまして再提出を求めているものでございます。これにつきまして、今年2月2日に再度報告書が提出されたことから、その内容を委員会に報告いたしまして、原燃の対応方針について了承を諮るものでございます。

議題の5は「日本原子力研究開発機構の組織改正に係る今後の対応」です。

原子力規制庁宛てにJAEAのほうから、令和6年度に実施予定の組織改正について御相談を受けております。その状況を委員会に報告し、今後の対応について討議いただくことを予定しております。

案件は以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—